

## 宇部市地域循環共生圏創造コンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、宇部市地域循環共生圏創造コンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、地域循環共生圏の創造に向けた知見や情報を共有し、次代を担う中小企業や産業分野の成長を図る支援プラットフォームを形成することにより、地域にある潜在的資源を活用して経済的価値を生み出し、経済・社会・環境問題の同時解決を図るプロジェクトの事業化を進めることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域資源を活用した産業の創出・育成・マッチングに関わる事業
- (2) 地域資源を活用した産業の情報の発信・広報に関わる事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 本会は、有識者会員、法人会員、特別会員をもって構成する。

2 会員の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有識者会員 学識経験者、地方創生や産業創出の専門家等
- (2) 法人会員 本会の目的に賛同する企業又は団体
- (3) 特別会員 宇部市

### (役員)

第5条 本会に、会長1名、副会長2名を置く。

2 会長、副会長は、会員の互選により選任する。

3 会長は、本会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 役員任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。

### (推進委員会)

第6条 本会に、プロジェクト事業を企画・選定、推進するため、推進委員会を設置する。

2 推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長及び副会長
- (2) 会長が推薦する者 若干人

3 推進委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) プロジェクト事業の選定及び推進
- (2) その他プロジェクト事業の実施に関すること。

(プロジェクトチーム)

第7条 第3条に規定する事業を実施するため、プロジェクトチームを設置する。

2 プロジェクトチームは、会長が指定する会員をもって組織する。

(入会)

第8条 本会に入会しようとする者は、会長に入会申込書（様式1又は様式2）及び秘密保持誓約書（様式3又は様式4）を提出し、その承認を受けなければならない。

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は、会長に書面をもってその旨を届け出なければならない。

(総会)

第10条 本会の総会は、会長が招集する。

2 総会は、会員をもって構成し、年2回程度開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。

6 総会は、非公開とする。ただし、総会の決定により公開とすることができる。

7 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

8 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 総会は本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

- (1) 本規約の改正
- (2) その他本会の運営に関して重要な事項

(期間)

第11条 本会の設置期間は、規約承認日より令和5年3月31日までとする。ただし、総会において期間の延長が了承された場合はその期間とする。

(事務局)

第12条 本会の事務局を、宇部市市民環境部環境政策課に置く。

(秘密保持)

第13条 会員は、第2条の規定による本会の目的に反して、正当な理由なく、本会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会で定める。

附 則

この規約は、令和2年3月3日から施行する。